

議案第63号

木津川市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

木津川市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年12月1日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

下水道事業に「地方公営企業法（昭和27年法律第292号）」の規定の全部を適用することに伴い、関係条例を整備するため、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例（案）

(木津川市行政手続条例の一部改正)

第1条 木津川市行政手続条例(平成19年木津川市条例第5号)の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 条例等 市の条例及び市長その他の執行機関の規則(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第2項に規定する規程及び<u>地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。</u>)並びに京都府の事務処理の特例に関する条例(平成12年京都府条例第4号)及び京都府教育委員会の事務処理の特例に関する条例(平成12年京都府条例第15号)の定めるところにより<u>市が処理することとされた事務</u>について規定する京都府の条例及び京</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 条例等 市の条例及び市長その他の執行機関の規則(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第2項に規定する規程を含む。)並びに京都府の事務処理の特例に関する条例(平成12年京都府条例第4号)及び京都府教育委員会の事務処理の特例に関する条例(平成12年京都府条例第15号)の定めるところにより<u>京都府の条例及び京都府の執行機関の規則中市が処理することとされた事務に係る規定</u>をいう。</p>

都府の執行機関の規則をいう。

(3) ・ (4) (略)

(5) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を名宛人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

ア (略)

イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名宛人としてされる処分

ウ 名宛人となるべき者の同意の下にすることとされている処分

エ (略)

(6) ～ (9) (略)

(国の機関等に対する処分等の適用除外)

第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の名宛人となるものに限る。）及び行政指導並びにこれ

(3) ・ (4) (略)

(5) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

ア (略)

イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名あて人としてされる処分

ウ 名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている処分

エ (略)

(6) ～ (9) (略)

(国の機関等に対する処分等の適用除外)

第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の名あて人となるものに限る。）及び行政指導並びにこ

らの機関又は団体とする届出（これらの機関又は団体はその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）

については、この条例の規定は、適用しない。

（不利益処分をしようとする場合の手続）

第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名宛人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

（1） 次のいずれかに該当するとき 聴聞

ア （略）

イ アに規定するもののほか、名宛人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ （略）

（2） （略）

2 （略）

（不利益処分の理由の提示）

第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名宛人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければなら

これらの機関又は団体とする届出（これらの機関又は団体はその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）

については、この条例の規定は、適用しない。

（不利益処分をしようとする場合の手続）

第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

（1） 次のいずれかに該当するとき 聴聞

ア （略）

イ アに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ （略）

（2） （略）

2 （略）

（不利益処分の理由の提示）

第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければなら

ない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名宛人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3 (略)

(聴聞の通知の方式)

第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間を置いて、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)～(4) (略)

2 (略)

3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者

らない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名あて人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3 (略)

(聴聞の通知の方式)

第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間を置いて、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)～(4) (略)

2 (略)

3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその

に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(続行期日の指定)

第22条 (略)

2 (略)

3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日)」と読み替えるものとする。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第28条 行政庁は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間を置

者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(続行期日の指定)

第22条 (略)

2 (略)

3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日)」と読み替えるものとする。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第28条 行政庁は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間を置

<p>いて、不利益処分の<u>名宛人</u>となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p>	<p>いて、不利益処分の<u>名あて人</u>となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p>
--	---

(木津川市パブリックコメント手続条例の一部改正)

第2条 木津川市パブリックコメント手続条例（平成19年木津川市条例第6号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び<u>上下水道事業管理者</u>をいう。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(一覧表の作成)</p> <p>第11条 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び<u>水道事業管理者</u>をいう。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(一覧表の作成)</p> <p>第11条 (略)</p>

2 前項の <u>一覧表</u> には、次に掲げる事項を掲載するものとする。 (1) ~ (4) (略)	2 前項の <u>一覧</u> には、次に掲げる事項を掲載するものとする。 (1) ~ (4) (略)
---	--

(木津川市組織条例の一部改正)

第3条 木津川市組織条例(平成19年木津川市条例第14号)の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(組織の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、市長直轄組織(秘書及び交際並びに人事、給与、研修及び福利厚生に関する事項を所掌する組織)及び次の部を置く。</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 各部の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p>	<p>(組織の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、市長直轄組織(秘書及び交際並びに人事、給与、研修及び福利厚生に関する事項を所掌する組織)及び次の部を置く。</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p><u>(6) 上下水道部</u></p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 各部の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p>

(6) 上下水道部 下水道に関すること。

(木津川市職員定数条例の一部改正)

第4条 木津川市職員定数条例（平成19年木津川市条例第23号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、市長、議会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、教育委員会及び<u>上下水道事業</u>の各機関に勤務する一般職の職員（非常勤職員を除く。以下同じ。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 各部の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 <u>353人</u></p> <p>(2) ～ (8) (略)</p> <p>(9) <u>上下水道事業</u>の職員 <u>46人</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、市長、議会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、教育委員会及び<u>水道事業</u>の各機関に勤務する一般職の職員（非常勤職員を除く。以下同じ。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 <u>364人</u></p> <p>(2) ～ (8) (略)</p> <p>(9) <u>水道事業</u>の職員 <u>35人</u></p>

(木津川市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第5条 木津川市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（平成19年木津川市条例第44号）の一部を次のよう

に改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、次に掲げる特別職の職員で常勤のもの（以下「市長等」という。）の給与及び旅費に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>上下水道事業管理者</u></p> <p>(給料)</p> <p>第3条 市長等の給料月額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>上下水道事業管理者</u> 660,000円</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、次に掲げる特別職の職員で常勤のもの（以下「市長等」という。）の給与及び旅費に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>水道事業管理者</u></p> <p>(給料)</p> <p>第3条 市長等の給料月額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>水道事業管理者</u> 660,000円</p>

(木津川市公共下水道事業財政調整基金条例の一部改正)

第6条 木津川市公共下水道事業財政調整基金条例（平成19年木津川市条例第81号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生じる収益は、<u>公共下水道事業会計予算</u>に計上して、この基金に繰り入れるものとする。</p> <p>(繰替運用)</p> <p>第5条 市長は、<u>資金上</u>必要があると認めるときは、<u>確実な繰戻しの方法及び期間</u>を定めて、基金に属する現金を<u>収益的収入及び資本的収入</u>に繰り替えて運用することができる。</p> <p>(処分)</p> <p>第6条 <u>基金</u>は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、<u>その全部又は一部</u>を処分することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生じる収益は、<u>特別会計歳入歳出予算</u>に計上して、この基金に繰り入れるものとする。</p> <p>(繰替運用)</p> <p>第5条 市長は、<u>財政上</u>必要があると認めるときは、<u>確実な繰戻しの方法、期間及び利率</u>を定めて、基金に属する現金を<u>歳計現金</u>に繰り替えて運用することができる。</p> <p>(処分)</p> <p>第6条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、<u>基金の全部又は一部</u>を処分することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

(木津川市公共下水道条例の一部改正)

第7条 木津川市公共下水道条例(平成19年木津川市条例第188号)の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(排水設備の接続方法及び内径等)</p> <p>第4条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で<u>上下水道事業管理者</u>（以下「管理者」という。）が別に定めるものによること。</p> <p>(3) 汚水を排除すべき排水管の内径及び勾配は、<u>管理者</u>が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとする。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長3メートル以下のものの内径は75ミリメートル以上とすることができる。</p>	<p>(排水設備の接続方法及び内径等)</p> <p>第4条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で<u>規則</u>に定めるものによること。</p> <p>(3) 汚水を排除すべき排水管の内径及び勾配は、<u>市長</u>が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとする。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長3メートル以下のものの内径は75ミリメートル以上とすることができる。</p>
(略)	(略)

(4) 雨水を排除すべき排水管の内径及び勾配は、管理者が特別の理由があると認めた場合を除き次の表に定めるところによるものとし、排水管の断面積は同表に準じ同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の敷地から排除される雨水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は75ミリメートル以上とすることができる。

排水面積 単位：平方メートル	排水管の内径 単位：ミリメートル	排水管の勾配
(略)	(略)	(略)
200以上600未満	150以上	<u>1/100以上</u>
600以上1200未満	200以上	<u>1/100以上</u>
1200以上	<u>管理者が定める</u>	<u>1/100以上</u>

(排水設備等の計画の確認)

(4) 雨水を排除すべき排水管の内径及び勾配は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き次の表に定めるところによるものとし、排水管の断面積は同表に準じ同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の敷地から排除される雨水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は75ミリメートル以上とすることができる。

排水面積 単位：平方メートル	排水管の内径 単位：ミリメートル	排水管の勾配
(略)	(略)	(略)
200以上600未満	150 <u>//</u>	<u>//</u>
600 <u>//</u> 1200 <u>//</u>	200 <u>//</u>	<u>//</u>
1200以上	<u>市長が定める</u>	<u>//</u>

(排水設備等の計画の確認)

第5条 排水設備又は法第24条第1項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設（以下これらを「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめその計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、管理者が別に定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、管理者の確認を受けなければならない。

2 前項の申請者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について書面により届け出て同項の規定による管理者の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、事前にその旨を管理者に届け出ることをもって足りる。

（排水設備等の工事の実施）

第6条 排水設備等の新設等の工事（管理者が別に定める軽微な工事は除く。）は、管理者が指定した下水道排水設備指定工事業者によって行わなければならない。

2 下水道排水設備指定工事業者に関し必要な事項は、管理者

第5条 排水設備又は法第24条第1項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設（以下これらを「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめその計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、規則で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、市長の確認を受けなければならない。

2 前項の申請者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について書面により届け出て同項の規定による市長の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、事前にその旨を市長に届け出ることをもって足りる。

（排水設備等の工事の実施）

第6条 排水設備等の新設等の工事（規則で定める軽微な工事は除く。）は、市長が指定した下水道排水設備指定工事業者によって行わなければならない。

2 下水道排水設備指定工事業者に関し必要な事項は、規則で

が別に定める。

(排水設備等の工事の検査)

第7条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事を完了したときは、工事の完了した日から7日以内にその旨を管理者に届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、管理者の検査を受けなければならない。

2 既設の排水設備等を使用して公共下水道に汚水を排除しようとする者は、あらかじめ管理者に届け出て、前項の検査を受けなければならない。

3 (略)

4 前項の検査済証の様式は、管理者が別に定める。

(特定事業場からの排水の制限)

第9条 特定事業場から汚水を排除して公共下水道を使用する者は、次に定める基準に適合しない水質の汚水を排除してはならない。

(1)～(6) (略)

(7) 燐含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満

定める。

(排水設備等の工事の検査)

第7条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事を完了したときは、工事の完了した日から7日以内にその旨を市長に届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、市の職員の検査を受けなければならない。

2 既設の排水設備等を使用して公共下水道に汚水を排除しようとする者は、あらかじめ市長に届け出て、前項の検査を受けなければならない。

3 (略)

4 前項の検査済証の様式は、規則で定める。

(特定事業場からの排水の制限)

第9条 特定事業場から汚水を排除して公共下水道を使用する者は、次に定める基準に適合しない水質の汚水を排除してはならない。

(1)～(6) (略)

(7) 燐含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満

2 特定事業場から排除される下水に係る前項に規定する水質基準は、次の各号に掲げる場合においては、前項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に規定する緩やかな排水基準とする。

(1) 前項第1号、第6号又は第7号に掲げる項目に係る水質に関し、当該汚水が当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水に係る公共の水域に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の規定による環境省令により、又は同法第3条第3項の規定による、京都府環境を守り育てる条例（平成7年京都府条例第33号）により、当該各号に定める基準より緩やかな排水基準が適用される時。

(2) (略)

(除害施設の設置等)

第10条 次に定める基準に適合しない汚水（水洗便所から排除された汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除

2 特定事業場から排除される下水に係る前項に規定する水質基準は、次の各号に掲げる場合においては、前項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に規定する緩やかな排水基準とする。

(1) 前項第1号、第6号又は第7号に掲げる項目に係る水質に関し、当該汚水が当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水に係る公共の水域に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の規定による環境省令により、又は同法第3条第3項の規定による、京都府環境を守り育てる条例（平成7年京都府条例第33号。以下「環境を守り育てる条例」という。）により、当該各号に定める基準より緩やかな排水基準が適用される時。

(2) (略)

(除害施設の設置等)

第10条 次の各号に定める基準に適合しない汚水（水洗便所から排除された汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるも

く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。ただし、管理者が別に定める項目に係る汚水で、水量及び水質がともに管理者が別に定める範囲内であるものについては適用しない。

(1)～(7) (略)

(8) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので、京都府環境を守り育てる条例により当該公共下水道が接続する流域下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの(第4号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。) 当該排水基準に係る数値

(停止命令等)

第11条 管理者は、前条の規定に違反して公共下水道に汚水を排除する者に対し、除害施設を設け、又は必要な措置をすることを命じ、その命令に従わないときは、公共下水道への汚水の排除を停止することを命ずることができる。

(除害施設の設置等の届出及び検査)

第12条 第10条の規定により除害施設を設け、又は必要な

のを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。ただし、規則で定める項目に係る汚水で、水量及び水質がともに規則で定める範囲内であるものについては適用しない。

(1)～(7) (略)

(8) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので、環境を守り育てる条例により当該公共下水道が接続する流域下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの(第4号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。) 当該排水基準に係る数値

(停止命令等)

第11条 市長は、前条の規定に違反して公共下水道に汚水を排除する者に対し、除害施設を設け、又は必要な措置をすることを命じ、その命令に従わないときは、公共下水道への汚水の排除を停止することを命ずることができる。

(除害施設の設置等の届出及び検査)

第12条 第10条又は前条の規定により除害施設を設け、又

措置をしようとする者は、あらかじめその旨を管理者に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の措置等をした者（以下「除害施設設置者等」という。）は、当該除害施設の設置の工事又は当該必要な措置が完了した日から7日以内に到達するようにその旨を管理者に届け出て検査を受けなければならない。

3 公共下水道の処理区域内において、既に除害施設を設置していた者は、あらかじめ公共下水道の使用前に管理者に届け出て、前項の検査を受けなければならない。

4 除害施設の使用を廃止したときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

（除害施設等の管理）

第13条 （略）

2 除害施設設置者等は、除害施設の維持管理その他の汚水の適正な排除に関する業務を担当する除害施設等管理責任者を選任し、その旨を管理者に届け出なければならない。除害施設等管理責任者を変更し、又は廃止しようとするときも、同

は必要な措置をしようとする者は、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の措置等をした者（以下「除害施設設置者等」という。）は、当該除害施設の設置の工事又は当該必要な措置が完了した日から7日以内に到達するようにその旨を市長に届け出て検査を受けなければならない。

3 公共下水道の処理区域内において、既に除害施設を設置していた者は、あらかじめ公共下水道の使用前に市長に届け出て、前項の検査を受けなければならない。

4 除害施設の使用を廃止したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

（除害施設等の管理）

第13条 （略）

2 除害施設設置者等は、除害施設の維持管理その他の汚水の適正な排除に関する業務を担当する除害施設等管理責任者を選任し、その旨を市長に届け出なければならない。除害施設等管理責任者を変更し、又は廃止しようとするときも、同様

様とする。

(使用開始等の届出)

第16条 公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は再開しようとする者は、管理者が別に定めるところによりあらかじめその旨を管理者に届け出なければならない。使用者に変更があったときも、同様とする。

2・3 (略)

(使用料の徴収)

第17条 管理者は、公共下水道の使用について、使用者から公共下水道使用料（以下「使用料」という。）を徴収する。

2 (略)

(公共下水道施設の付近地の掘削)

第19条 公共下水道施設の付近地を掘削しようとする者は、施設よりも深く掘削する場合、その深さが施設の中心から掘削箇所までの水平距離以上にあるときは、管理者が別に定めるところにより、管理者に届け出て指示を受けなければならない。

(行為の許可)

とする。

(使用開始等の届出)

第16条 公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は再開しようとする者は、規則で定めるところによりあらかじめその旨を市長に届け出なければならない。使用者に変更があったときも、同様とする。

2・3 (略)

(使用料の徴収)

第17条 市長は、公共下水道の使用について、使用者から公共下水道使用料（以下「使用料」という。）を徴収する。

2 (略)

(公共下水道施設の付近地の掘削)

第19条 公共下水道施設の付近地を掘削しようとする者は、施設よりも深く掘削する場合、その深さが施設の中心から掘削箇所までの水平距離以上にあるときは、規則で定めるところにより、市長に届け出て指示を受けなければならない。

(行為の許可)

第20条 法第24条第1項に規定する行為の許可を受けようとする者は、管理者が別に定めるところにより、申請書を管理者に提出しなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(占有の許可)

第22条 公共下水道の敷地又は施設に物件（以下「占有物件」という。）を設け、継続して占有しようとする者は、管理者が別に定めるところにより、申請書を提出し管理者の許可を受けなければならない。ただし、占有物件の設置について法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占有の許可とみなす。

2 管理者は、前項の許可を受けた者から、木津川市道路占用料徴収条例（平成19年木津川市条例第175号）に定める占有料を徴収する。

(占有許可の基準)

第23条 管理者は、公共下水道の排水施設の暗渠^{きよ}である構造の部分に電線及び下水道法施行令第17条の2に規定する物件（以下この条及び次条において「電線等」という。）の占有

第20条 法第24条第1項に規定する行為の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を市長に提出しなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(占有の許可)

第22条 公共下水道の敷地又は施設に物件（以下「占有物件」という。）を設け、継続して占有しようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を提出し市長の許可を受けなければならない。ただし、占有物件の設置について法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占有の許可とみなす。

2 市長は、前項の許可を受けた者から、木津川市道路占用料徴収条例（平成19年木津川市条例第175号）に定める占有料を徴収する。

(占有許可の基準)

第23条 市長は、公共下水道の排水施設の暗渠である構造の部分に電線及び下水道法施行令第17条の2に規定する物件（以下この条及び次条において「電線等」という。）の占有

用に係る前条第1項の申請があった場合においては、その占有が必要やむを得ないものであり、かつ、電線等が次に掲げる基準に適合するものである場合に限り、当該占有を許可することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 電線等の構造が堅牢^{ろう}で、かつ、表面が平滑であつて、耐久性、耐蝕性及び耐水性のあるものであること。

(4) 電線等の設置に係る工事及び維持管理の方法は、暗渠の構造及び機能に影響を及ぼさないものであり、かつ、管理者の監理のもとに行われること。

(5)・(6) (略)

(占有許可の取消し等)

第25条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して前条の規定による占有許可を取り消し、又はその条件を変更し、その他必要な措置を命ずることができる。

(1)～(3) (略)

2 管理者は、公共下水道の管理上又は公益上やむを得ない必要が生じた場合は、前項の規定にかかわらず、公共下水道の敷

に係る前条第1項の申請があった場合においては、その占有が必要やむを得ないものであり、かつ、電線等が次に掲げる基準に適合するものである場合に限り、当該占有を許可することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 電線等の構造が堅牢で、かつ、表面が平滑であつて、耐久性、耐蝕性及び耐水性のあるものであること。

(4) 電線等の設置に係る工事及び維持管理の方法は、暗渠の構造及び機能に影響を及ぼさないものであり、かつ、公共下水道管理者の監理のもとに行われること。

(5)・(6) (略)

(占有許可の取消し等)

第25条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して前条の規定による占有許可を取り消し、又はその条件を変更し、その他必要な措置を命ずることができる。

(1)～(3) (略)

2 市長は、公共下水道の管理上又は公益上やむを得ない必要が生じた場合は、前項の規定にかかわらず、公共下水道の敷

敷地等の占用の許可を取り消し、又はその条件を変更し、若しくは新たに条件を付することができる。

(原状回復)

第26条 第22条第1項の規定による占用の許可を受けた者は、当該許可の期間が満了したとき、若しくは当該占有物件を設ける目的を廃止したとき又は占用の許可を取り消されたときは、当該占有物件を除去し、原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不相当であると管理者が認めたときは、この限りでない。

2 管理者は、前項の原状回復又は原状に回復することが不相当な場合の措置について、必要な指示をすることができる。

(公共汚水ます及び取付管の新設工事の特例)

第27条 公共下水道の処理区域において、公共汚水ます及び取付管の新設工事を必要とする排水設備設置義務者は、あらかじめ管理者に届け出て承認を受けなければならない。

2・3 (略)

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、管理

地等の占用の許可を取り消し、又はその条件を変更し、若しくは新たに条件を付することができる。

(原状回復)

第26条 第22条第1項の規定による占用の許可を受けた者は、当該許可の期間が満了したとき、若しくは当該占有物件を設ける目的を廃止したとき又は占用の許可を取り消されたときは、当該占有物件を除去し、原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不相当であると市長が認めたときは、この限りでない。

2 市長は、前項の原状回復又は原状に回復することが不相当な場合の措置について、必要な指示をすることができる。

(公共汚水ます及び取付管の新設工事の特例)

第27条 公共下水道の処理区域において、公共汚水ます及び取付管の新設工事を必要とする排水設備設置義務者は、あらかじめ市長に届け出て承認を受けなければならない。

2・3 (略)

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則

者が別に定める。

で定める。

(木津川市公共下水道使用料徴収条例の一部改正)

第8条 木津川市公共下水道使用料徴収条例（平成19年木津川市条例第189号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(使用料の徴収)</p> <p>第3条 <u>上下水道事業管理者</u>（以下「<u>管理者</u>」という。）は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 公共下水道条例第16条に規定する届出を怠った場合は、<u>管理者</u>がその日を認定する。</p> <p>4 (略)</p> <p>(使用料の徴収方法)</p> <p>第4条 使用料は、<u>管理者</u>の指定する金融機関の口座振替、納入通知書、集金又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者による納付の方法によって毎月徴収する。ただし、<u>管理者</u>が必要と</p>	<p>(使用料の徴収)</p> <p>第3条 <u>市長</u>は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 公共下水道条例第16条に規定する届出を怠った場合は、<u>市長</u>がその日を認定する。</p> <p>4 (略)</p> <p>(使用料の徴収方法)</p> <p>第4条 使用料は、<u>市長</u>の指定する金融機関の口座振替、納入通知書、集金又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者による納付の方法によって毎月徴収する。ただし、<u>市長</u>が必要と認め</p>

認めるときは、2月分以上まとめて徴収することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、月の途中で使用をやめたときその他管理者が特に必要があると認めるときは、その都度徴収することができる。

(臨時使用料の前納)

第5条 工事その他の理由により公共下水道を一時使用する者は、公共下水道の使用申込みのときに管理者が算定する使用期間中の料金概算額（以下「前納金」という。）を納付しなければならない。

- 2 前項の前納金の納付後において汚水排水量が著しく多い場合は、管理者は、前納金を増額して追加納付させるものとする。

3 (略)

(汚水の排除量の認定)

第7条 使用者が排除した汚水量の認定は、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量と

たときは、2か月分以上まとめて徴収することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、月の途中で使用をやめたときその他市長が特に必要があると認めるときは、その都度徴収することができる。

(臨時使用料の前納)

第5条 工事その他の理由により公共下水道を一時使用する者は、公共下水道の使用申込みのときに市長が算定する使用期間中の料金概算額（以下「前納金」という。）を納付しなければならない。

- 2 前項の前納金の納付後において汚水排水量が著しく多い場合は、市長は、前納金を増額して追加納付させるものとする。

3 (略)

(汚水の排除量の認定)

第7条 使用者が排除した汚水量の認定は、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量と

し、使用水量は管理者が別に定めるところにより管理者が認定する。

(3) (略)

(4) 製氷業その他の業を営む使用者で、使用する水の量が公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なる場合は、公共下水道に排除した汚水量及びその算出の根拠を記載した申告書をその使用月後5日以内に管理者に提出しなければならない。この場合においては、前3号の規定にかかわらず、管理者は、その申告書の記載を勘案してその使用者の排除した汚水の量を認定する。

2 使用月の中途において公共下水道の使用を開始し、又は休止し、若しくは廃止した場合の汚水量は、管理者が別に定める。

(資料の提出)

第8条 管理者は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から必要な資料の提出を求めることができる。

(使用料の減免)

第9条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する使用者の使

し、使用水量は規則で定めるところにより市長が認定する。

(3) (略)

(4) 製氷業その他の業を営む使用者で、使用する水の量が公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なる場合は、公共下水道に排除した汚水量及びその算出の根拠を記載した申告書をその使用月後5日以内に市長に提出しなければならない。この場合においては、前3号の規定にかかわらず、市長は、その申告書の記載を勘案してその使用者の排除した汚水の量を認定する。

2 使用月の中途において公共下水道の使用を開始し、又は休止し、若しくは廃止した場合の汚水量は、規則で定める。

(資料の提出)

第8条 市長は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から必要な資料の提出を求めることができる。

(使用料の減免)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する使用者の使用

<p>用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>管理者が別に定める。</u></p>	<p>料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則で定める。</u></p>
---	---

(木津川市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第9条 木津川市水道事業の設置等に関する条例（平成19年木津川市条例第192号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>木津川市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例</p> <p>(水道事業及び下水道事業の設置)</p> <p>第1条 (略)</p> <p><u>2 下水を排し、処理することにより、公衆衛生の向上及び都市の健全な発達に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するために下水道事業を設置する。</u></p> <p><u>(法の全部適用)</u></p>	<p>木津川市水道事業の設置等に関する条例</p> <p>(水道事業の設置)</p> <p>第1条 (略)</p>

第1条の2 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定により、下水道事業に法の規定の全部を適用する。

（経営の基本）

第2条 水道事業及び下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 水道事業の規模は、次のとおりとする。

（1） 給水区域は、別表に定めるところによる。

（2） 給水人口は、80,000人とする。

（3） 1日最大給水量は、30,000立方メートルとする。

3 下水道事業の区域及び施設は、次のとおりとする。

（1） 区域 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項に規定する事業計画（以下「事業計画」という。）に定める区域

（経営の基本）

第2条 水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 木津川市水道事業の給水区域は、別表に定めるところによる。

3 給水人口は、80,000人とする。

(2) 施設 事業計画に定める管渠^{きよ}及び処理場

(組織)

第3条 法第7条ただし書の規定により、水道事業及び下水道事業を通じて上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）を置く。

2 法第14条の規定により、管理者の権限に属する事務を処理させるため、上下水道部を置く。

(重要な資産の取得及び処分)

第5条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない水道事業及び下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあってはその適正な見積価格）が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託

4 1日最大給水量は、30,000立方メートルとする。

(組織)

第3条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第7条の規定に基づき、水道事業の管理者（以下「管理者」という。）を置く。

2 法第14条の規定に基づき、管理者の権限に属する事務及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する下水道事業に関する事務を処理させるため、上下水道部を置く。

(重要な資産の取得及び処分)

第5条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあってはその適正な見積価格）が20,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益

の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第6条 法第34条において準用する地方自治法第243条の2の2第8項の規定により水道事業及び下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付き寄附の受領等)

第7条 水道事業及び下水道事業の業務に関し法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領で、その金額又はその目的物の価額が500万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が100万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の提出)

第8条 管理者は、水道事業及び下水道事業に関し法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日まで

権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第6条 法第34条において準用する地方自治法第243条の2の2第8項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付き寄附の受領等)

第7条 水道事業の業務に関し法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領で、その金額又はその目的物の価額が5,000,000円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が1,000,000円以上のものとする。

(業務状況説明書類の提出)

第8条 管理者は、水道事業に関し法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日か

<p>に、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに11月30日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>水道事業及び下水道事業</u>の経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項</p> <p>3 (略)</p>	<p>ら3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに11月30日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>水道事業</u>の経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項</p> <p>3 (略)</p>
---	--

(木津川市水道料金及び公共下水道使用料審議会条例の一部改正)

第10条 木津川市水道料金及び公共下水道使用料審議会条例(平成19年木津川市条例第193号)を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
-----	-----

<p>(会長及び副会長)</p> <p>第5条 審議会に、会長及び副会長を置く。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(事務局)</p> <p>第7条 審議会の事務局は、上下水道部<u>業務課</u>に置く。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(会長及び副会長)</p> <p>第5条 審議会に、会長及び副会長<u>1人</u>を置く。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(事務局)</p> <p>第7条 審議会の事務局は、上下水道部<u>水道業務課及び下水道課</u>に置く。</p> <p>2 (略)</p>
---	--

(木津川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第11条 木津川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成19年木津川市条例第194号)の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(管理職手当)</p> <p>第4条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、その特殊性に基づき<u>木津川市上下水道事業管理者</u>(以下「管理者」という。)が指定するものについて支給する。</p>	<p>(管理職手当)</p> <p>第4条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、その特殊性に基づき<u>木津川市水道事業管理者</u>(以下「管理者」という。)が指定するものについて支給する。</p>

(木津川市水道事業分担金徴収条例の一部改正)

第12条 木津川市水道事業分担金徴収条例（平成19年木津川市条例第195号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（徴収の方法）</p> <p>第5条 納入通知書により徴収する分担金の納期は、納入通知書を発した日から30日以内で、<u>木津川市上下水道事業管理者</u>（以下「管理者」という。）が指定する日とする。</p>	<p>（徴収の方法）</p> <p>第5条 <u>分担金は</u>、納入通知書により徴収する分担金の納期は、納入通知書を発した日から30日以内で、<u>木津川市水道事業管理者</u>（以下「管理者」という。）が指定する日とする。</p>

（木津川市水道事業給水条例の一部改正）

第13条 木津川市水道事業給水条例（平成19年木津川市条例第196号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（給水区域）</p> <p>第2条 木津川市水道事業の給水区域は、<u>木津川市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例</u>（平成19年木津川市条例第192号）に規定する区域とする。</p> <p>2 前項の給水区域のほか、<u>木津川市上下水道事業管理者</u>（以</p>	<p>（給水区域）</p> <p>第2条 木津川市水道事業の給水区域は、<u>木津川市水道事業の設置等に関する条例</u>（平成19年木津川市条例第192号）に規定する区域とする。</p> <p>2 前項の給水区域のほか、<u>木津川市水道事業管理者</u>（以下</p>

下「管理者」という。)が公益上その他特に必要と認めるときは、区域外に給水することができる。

(工事費の予納)

第13条 (略)

2 前項の工事費の概算額は、工事しゅん工後に精算する。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第31条 (略)

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき、精算する。

(委任)

第43条 この条例の施行に関し必要な事項は、上下水道事業管理規程で定める。

「管理者」という。)が公益上その他特に必要と認めるときは、区域外に給水することができる。

(工事費の予納)

第13条 (略)

2 前項の工事費の概算額は、工事しゅん工後に清算する。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第31条 (略)

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき、清算する。

(委任)

第43条 この条例の施行に関し必要な事項は、水道事業管理規程で定める。

(木津川市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第14条 木津川市特別職報酬等審議会条例(平成20年木津川市条例第1号)の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
(所掌事項) 第2条 市長は、木津川市の議会の議員報酬の額並びに、市長、	(所掌事項) 第2条 市長は、木津川市の議会の議員報酬の額並びに、市長、

副市長、教育長及び上下水道事業管理者の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

副市長、教育長及び水道事業管理者の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

(木津川市水道事業会計剰余金の処分等に関する条例の一部改正)

第15条 木津川市水道事業会計剰余金の処分等に関する条例（平成24年木津川市条例第15号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>木津川市水道事業及び<u>下水道事業</u>の剰余金の処分等に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、木津川市水道事業及び<u>下水道事業</u>の剰余金の処分等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(資本剰余金)</p> <p>第2条 毎事業年度に生じた資本剰余金は、当該内容を示す名称を付した科目に積み立てなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(利益処分の方法及び積立金の取崩し)</p>	<p>木津川市水道事業<u>会計</u>剰余金の処分等に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、木津川市水道事業<u>会計</u>剰余金の処分等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(資本剰余金)</p> <p>第2条 毎事業年度に生じた資本剰余金は、当該内容を示す名称を<u>附</u>した科目に積み立てなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(利益処分の方法及び積立金の取崩し)</p>

第3条 木津川市水道事業及び下水道事業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金をうめ、なお残額（以下この条において「補填残額」という。）があるときは、補填残額の20分の1を下らない金額を減債積立金又は利益積立金として積み立て、残余の額を建設改良積立金に積み立てることができる。

2・3 (略)

第3条 木津川市水道事業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金をうめ、なお残額（以下この条において「補填残額」という。）があるときは、補填残額の20分の1を下らない金額を減債積立金又は利益積立金として積み立て、残余の額を建設改良積立金に積み立てることができる。

2・3 (略)

(木津川市公共下水道及び都市下水路の構造の技術上の基準等に関する条例の一部改正)

第16条 木津川市公共下水道及び都市下水路の構造の技術上の基準等に関する条例（平成24年木津川市条例第49号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準)</p> <p>第3条 公共下水道の排水施設及び処理施設（これを補完する施設を含む。第5条において同じ。）に共通する構造の基準は、次のとおりとする。</p>	<p>(排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準)</p> <p>第3条 公共下水道の排水施設及び処理施設（これを補完する施設を含む。第5条において同じ。）に共通する構造の基準は、次のとおりとする。</p>

(1) ・ (2) (略)

(3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が別に定めるものを除く。）にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置を講ずるものとする。

(4) (略)

(5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手^{とう}の設置その他の管理者が別に定める措置を講ずるものとする。

(排水施設の構造の基準)

第4条 排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 排水管の内径及び排水渠^{きよ}の断面積は、管理者が別に定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。

(1) ・ (2) (略)

(3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。）にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置を講ずるものとする。

(4) (略)

(5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手^{とう}の設置その他の規則で定める措置を講ずるものとする。

(排水施設の構造の基準)

第4条 排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 排水管の内径及び排水渠^{きよ}の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。

(2) ~ (5) (略)

(処理施設の構造の基準)

第5条 第3条に定めるもののほか、処理施設（終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。）の構造の基準は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。第7条第6号において同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう管理者が別に定める措置を講ずるものとする。

(終末処理場の維持管理に関する基準)

第7条 終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) ~ (5) (略)

(6) 前号に定めるもののほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう管理者が

(2) ~ (5) (略)

(処理施設の構造の基準)

第5条 第3条に定めるもののほか、処理施設（終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。）の構造の基準は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置を講ずるものとする。

(終末処理場の維持管理に関する基準)

第7条 終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) ~ (5) (略)

(6) 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置を講

<p>別に定める措置を講ずるものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、<u>管理者</u>が別に定める。</p>	<p>ずるものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>
---	---

(木津川市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正)

第17条 木津川市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例（平成24年木津川市条例第50号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(委任)</p> <p>第5条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、<u>上下水道事業管理者</u>が別に定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>第5条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、<u>水道事業管理者</u>が別に定める。</p>

(木津川市表彰条例の一部改正)

第18条 木津川市表彰条例（平成26年木津川市条例第5号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(自治功労者表彰)</p> <p>第4条 自治功労者表彰は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 副市長、教育長又は<u>上下水道事業管理者</u>の職にあって12年以上在職した者</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(自治功労者表彰)</p> <p>第4条 自治功労者表彰は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 副市長、教育長又は<u>水道事業管理者</u>の職にあって12年以上在職した者</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>

(木津川市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第19条 木津川市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和3年木津川市条例第1号)の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令(昭和</p>	<p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令(昭和</p>

22年政令第16号)第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 公平委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員又は上下水道事業管理者 2

(4) (略)

22年政令第16号)第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 公平委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員又は水道事業管理者 2

(4) (略)

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

政策等の形成過程の説明資料

議案名	議案第63号 木津川市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	
担当課	下水道課 庶務係	
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	令和5年4月1日に予定している公共下水道事業への地方公営企業法(昭和27年法律第292号)の全部適用と、それに伴う上下水道部組織統合に関連して、改正が必要となる条例について一括改正を行うために、条例制定を行うものです。	
提案に至るまでの経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道事業の公営企業法全部適用と上下水道組織統合の実施について、部内協議の開始(令和3年4月) ・統合等に向けて、庁内関係課との協議開始(令和3年9月) ・調整会議を経て政策会議で方針決定(令和3年11月24日) ・例規整備内容や課題等の精査を開始。庁内関係課と調整し条例案作成(令和4年1月～9月) ・政策会議で条例案決定(令和4年10月26日) 	
市民参加の状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
市総合計画の位置付け	基本方針	6 快適で住みよい生活環境と、豊かな自然に恵まれたまちづくり
	政策分野	13 都市基盤
	施策	③上下水道 イ. 下水道(汚水処理施設)の整備と持続的なサービスの提供
概算事業費 (単位:千円)	<input type="checkbox"/> 単年度(年度)	
	<input type="checkbox"/> 複数年度(年度)	
将来にわたる効果及び経費の状況	本条例については、地方公営企業法の規定等により、必要となる条例改正を行うものですが、法全部適用と上下水道部組織統合により、地方公営企業としての組織経営体制を確立し、関連業務の一元化やシステムの統合・共有を行うなどの取組みにより、「サービスの向上」や「コスト削減」など合理的・効率的な経営を目指します。	